

柿ヶ下公務員宿舎A、B、C棟屋根及び外壁塗装等改修工事

図 面 リ ス ト

図 面 番 号	図 面 名 称	縮 尺
A-00	表紙・図面目録	—
A-01	特記仕様書 1	—
A-02	特記仕様書 2	—
A-03	配置図・付近見取図	1/150
A-04	平面図・屋根伏図	1/100
A-05	立面図	1/100
A-06	屋根天井伏図	1/100
A-07	現況矩計図	1/30
A-08	仮設計画図	1/150

柿ヶ下公務員宿舎A、B、C棟 屋根及び外壁塗装等改修工事	表紙・図面目録	design	history	一級建築士事務所 株式会社 歩設計 一級建築士199805号 吉田昭夫	A-00
		draw	CT		
		check			
		date	220208		

建築改修工事仕様

工事概要

工事名称
柿ヶ下公務員宿舍A、B、C棟屋根及び外壁塗装等改修工事

主要用途
共同住宅

工事種別
改修

敷地
地地名番
岐阜県中津川市付知町4 2 7 3－3

工事建物の概要

棟	A棟	B棟	C棟
構造	木造	木造	木造
階数	2	2	2
延べ面積	136.08㎡	136.08㎡	136.08㎡
建築面積	138.21㎡	138.21㎡	138.21㎡

工事の範囲
・建築工事
改修一式

別途工事
・無し

1 共通仕様

（1）図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成3 1年版【平成3 1年3月改訂】）（以下「改修標準仕様書」という。）による。

なお、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成3 1年版）」「平成3 1年3月改定」（以下「標準仕様書」という。）による。

（2）電気設備改修工事及び機械設備改修工事を本工事に含む場合は、電気設備改修工事及び機械設備改修工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

電気設備改修工事の特記仕様書は（ ）図、機械設備改修工事の特記仕様書は（ ）図による。

（3）受注者は建築基準法第7条の定めによる完了検査（同法第7条の3の定めによる中間検査を含む）時には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料（報告書等）を用意すること。

2. 特記仕様

（1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

（2）特記事項の中で選択する事項（・印の付いたもの）は、○印の付いたものを適用する。

○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

（3）特記事項に記載の（ ）内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（4）東海地震に係る地震防災対策強化地域内における工事にあっては「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるとともに、工事中断の措置をとること。又この事実が発生した場合は、契約書第2 6条（臨機の措置）によって処理されたものとする。

（5）標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例を含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守（1.1.13）の規定を優先する。

章項目

1 共通事項

2 適用区分

3 工事実績情報の登録

4 施工計画書

5 電気保安技術者

6 施工条件

7 発生材の処理等

・PCB含有シーリング材の分析調査

・第一次判定

現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否の判定を行う採取箇所数（計 箇所）

採取場所（※図示 ）

・第二次判定

専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う分析個数（計 個）

・除去処理工事

撤去工法 「標準施工要領書（日本シーリング工業共同組合連合会／日本シーリング材工業会）」による

除去範囲（※図示 ）

※再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書の提出

建設リサイクル法の実施に係る岐阜県指針に基づき、工事着手時に再資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、また、工事完了時に同計画書の実施報告書を監督員に提出するものとする。なお、計画書及び報告書は「建設副産物情報交換システム」（COBRIS）により作成したものである。

・別表 1 建築物に係る解体工事

工程ごとの作業内容及び解体方法

工 程	作業内容	分別・解体の方法
・建築設備、内装材等	・有	・手作業
	・無	・手作業と機械作業の併用
・屋根ふき材	・有	・手作業
	・無	・手作業と機械作業の併用
・外装材・上部構造部分	・有	・手作業
	・無	・手作業と機械作業の併用
・基礎、基礎ぐい	・有	・手作業
	・無	・手作業と機械作業の併用
・その他	・有	・手作業
（ ）	・無	・手作業と機械作業の併用

・別表 2 建築物に係る新築工事等（・新築 ・増築 ・修繕 ・模様替）

工程ごとの作業内容及び解体方法

工 程	作業内容	分別・解体の方法
・造成等	・有	・手作業
	・無	・手作業と機械作業の併用
・基礎、基礎ぐい	・有	・手作業
	・無	・手作業と機械作業の併用
・外装材・上部構造部分	・有	・手作業
	・無	・手作業と機械作業の併用
・屋根	・有	・手作業
	・無	・手作業と機械作業の併用
・建築設備、内装等	・有	・手作業
	・無	・手作業と機械作業の併用
・その他	・有	・手作業
（ ）	・無	・手作業と機械作業の併用

手作業・機械作業を併用する理由

建築設備の取り外し（ ）

内装材料の取り外し（ ）

屋根ふき材の取り外し（ ）

・別表 3 特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
・コンクリート		
・コクリート及び鉄から成る建設資材		
・アスファルト		
・コンクリート		
・木材		

注）上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、提示する施設と異なる場合は、監督職員と協議する。

8 埋戻し及び盛土

9 砂利地業

10 環境への配慮

1 共通事項

11 材料の品質等

12 特別な材料の工法

13 施工調査

14 調査のための破壊部分の調査

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の１）から５）を満たすものとする。

１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

３）接着剤はフタル酸ジブチル及びフタル酸ジエチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

５）１）、３）及び４）の建築材料を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量は、次のとおりとする。

ホルムアルデヒド放散量 該当する材料

規制対象外	①J I S及びJ A SのF☆☆☆☆品 ②建築基準法施行令第2 0条の7 第4項による国土交通省大臣認定品 ③次の表示のあるJ A S適合品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを発生しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない塗料
第三種	①J I S及びJ A SのF☆☆☆☆品 ②建築基準法施行令第2 0条の7 第3項による国土交通省大臣認定品 ③旧J I SのE 0品 ④旧J I SのF c 0品

本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、J I S又はJ A Sマーク表示のない材料等は、次の１）から６）の事項を満たすものとする。

（1.4.2）

１）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。

２）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。

３）安定的な供給が可能であること。

４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。

５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

６）販売、保守等の営業体制が整えられていること。

なお、これらの材料等を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料、又は外部機関が発行する資料等の写しを監督員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断に基準に従い、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁 平成1 8年2月1 5日）に準拠した証明書を監督員へ提出する。

改修標準仕様書、標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。

※施工計画調査

（1.5.1～2）

本工事該当部位及び関連部位について既存施設（埋設配管等を含む）について事前調査、情報収集を行う。

報告書 監督員に2部提出

立面図、平面図等に記載、必要に応じ写真を添付

調査業者 外壁及び防水改修施工数量調査は、使用予定材料メーカーの指定する施工業者とする

・埋設配管の試掘

範囲、復旧方法 ※図示 ・

・外壁改修施工数量調査

調査範囲 ※全面 ・図示

調査項目

・タイル張り仕上げの場合

ひび割れ（幅0.2～0.3mm未満、0.3～0.5mm未満、0.5～1.0mm未満、1.0mm以上）の幅及び長さ、ひび割れ部の挙動の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。

・コンクリート打放し仕上げ、モルタル塗り仕上げの場合

ひび割れ（幅0.1～0.2mm未満、0.2～0.3mm未満、0.3～0.5mm未満、0.5mm～1.0mm未満、1.0mm以上）の幅及び長さ、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。

・モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては、浮き部分、欠損部の形状寸法等を調査する。

・塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を調査する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。

既存部分の破壊を行った場合の補修方法・図示

調査報告書の部数 部

調査方法 目視及びミリスケル等

足場 ※「2章 仮設工事 1 足場、その他」による。 ・

・防水改修施工数量調査

調査範囲 ※全面 ・図示

調査項目 ※図示 ・

調査方法 ※図示 ・

15 技能士

16 技能資格者

17 施工の検査等

18 施工の立ち会い等

19 化学物質の濃度測定

20 完成時の提出書類

21 工事写真

22 設計G L

※適用する技能士

（1.6.2）

工事種目	技能士検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	○ とび作業
防水改修工事	防水施工	・7777防水工事作業 ・7777系塗膜防水工事作業 ・7777系塗膜防水工事作業 ・合成ビニルシート防水工事作業 ・塩化ビニルシート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・改質7777シート工法防水 ・FRP防水工事作業
外壁改修工事	建築板金	・内外装板金作業
	スレート施工	・スレート工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・樹脂接着剤注入工事作業
	左官	・左官作業
建具改修工事	タイル張り	・タイル張り作業
	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
内装改修工事	ガラス施工	・ガラス工事作業
	自動ドア施工	・自動ドア施工作業
内装改修工事	建築大工	・大工工事作業
	内装仕上施工	・鋼製下地工事作業
	建築板金	・内外装板金作業
	内装仕上施工	・7777系床仕上工事作業 ・カーペット床仕上工事作業 ・ボード仕上工事作業
	表装	○ 壁装作業
	左官	・左官作業
塗装改修工事	タイル張り	・タイル張り作業
	塗装	・塗装作業
耐震改修工事	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業
	型枠施工	・型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業
	鉄工	・構造物鉄工作業
耐震改修工事	とび	・とび作業
	配管	・建築配管作業
環境配慮改修工事	路面表示施工	・溶融ペイントマーク工事作業 ・加熱ペイントシマール工事作業
	造園	・造園工事作業

・溶接技能者（（社）日本溶接協会が検定した技能資格を有する者）（1.6.3）

・圧接技量資格者（J I S Z 3881（ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）による技量を有する者）

○その他監督員の指示による

（1.6.5）

○その他監督員の指示による

（1.6.7）

測定室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、報告すること。

（1.6.9）

測定対象室及び測定箇所数

・事務室 室名（ ）

測定箇所 各部屋（ ）箇所、測定回数（・着工前 ・着工後）

・会議室 室名（ ）

測定箇所 各部屋（ ）箇所、測定回数（・着工前 ・着工後）

・上級室 室名（ ）

測定箇所 各部屋（ ）箇所、測定回数（・着工前 ・着工後）

・休憩室 室名（ ）

測定箇所 各部屋（ ）箇所、測定回数（・着工前 ・着工後）

・その他 室名（ ）

測定箇所 各部屋（ ）箇所、測定回数（・着工前 ・着工後）

測定方法 ※バッシブ採取による蒸気拡散式分析法 ・厚生労働省の標準法

測定物質 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン、パラジクロロベンゼン（学校のみ）

換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入れ等を含む。）を開放し3 0分換気する。

閉鎖 測定対象室のすべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入れ等の扉は、開放したままとする。

測定 測定は、「閉鎖」の状態のまま行う。

測定時間は、原則として2 4時間とする。但し2 4時間測定が行えない場合は、8時間測定（1 0時3 0分～1 8時3 0分）とする。

測定位置は、室中央付近の床から1.2 m～1.5 mの高さとする。

○完成図（施工図、施工計画書を除く）

（1.8.1～3）（表1.8.1）

※新規に作成 ・既存完成図を修正

記載内容は監督職員と協議する。

○保全に関する資料

提出 ※1部 ・

○施工図（ 監督員の指示による ）

提出 ※原因及びその複写図1部 ・

○施工計画書（ 監督員の指示による ）

提出 ※1部 ・

本工事に係る施工図及び施工計画書の著作権者の権利は、当該建物における使用に限り、発注者に移譲するものとする。

製作図等で原図として提出が出来ないものは、原図に変わるものとしてよい。

設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。

※「営繕工事電子納品要領」による

※設計G L＝B M＋ mm（現状地盤高は図示）

柿ヶ下公務員宿舍A、B、C棟

屋根及び外壁塗装等改修工事

特記仕様書 1

design history

draw CT

check

date 220208

一級建築士事務所 株式会社 歩設計 一級建築士199805号 吉田昭夫

A-01

1

共通事項

23

建設機械

24

設備工事との
取り合い

25

事故報告

26

養生その他

27

完成写真

28

建設発生土
の処理

29

書類の書式等

30

概成工事

31

下請施工業務

32

産業廃棄物の
適正処理

33

下請け業者等

34

暴力団の
排除措置

35

ワンデー
レスポンス

36

軽微な変更等

37

事故防止策

特記事項

1) 本工事においては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正 平成13年4月9日国土交通省告示第487号)に基づき指定された建設機械を使用する。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議の上、必要書類を提出するものとする。
2) 本工事においては「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日建設省経機発第249号、最終改正 平成14年4月1日国総施第225号)に基づき指定された建設機械を使用する。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年建設技術評価制公募課題「建設設備の排出ガス浄化装置の開発」、又はあるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。
排出ガス対策建設機械、又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

本工事の施工範囲
※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強
※図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強
※自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
※駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ
施工図
※設備機器の位置、取合いなどの検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。

工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通知するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。

工事施工に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、構造・仕上げ共、在来にならぬ補修する。
※粉じん対策 粉じんが発生する場合には、集塵機を設置すること。
工事車両の洗車及び道路の清掃をすること。

※安全対策 工事車両の出入口及び出隅部分に透明板付の仮囲いや赤色灯を設置すること。

撮影箇所数 ※ () 箇所 ・航空写真 () 箇所 ○監督員の指示による
本完成写真の著作権の権利は、発注者に委譲するものとする。
提出内容
※電子データ 1部
画素：長辺で2880PIX以上
記録方式：RGB (フルカラー) ・JPEG最高画質
記録媒体：CD-R (ISO)
○カラープリント キヤピネ版 () 部
アルバム (黒表紙金文字300mm×300mm程度) ※無し ・有り
・四つ切 () 枚 ※アルミ額縁
・半切 () 枚 ※アルミ額縁
・全紙 () 枚 ※アルミ額縁

28 建設発生土の処理 [3.2.5]
本工事は、建設発生土情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、工事の実施に当たっては土量、土質、土工期等に変更があった場合速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。

※構外搬出適切処理
「建設発生土情報交換システム」を活用し、適切に処理する。
片道の運搬距離 () km、処分費及び整地費用 無償
注) 上記については積算上の条件明示であり、提示する条件と異なる場合は監督職員と協議する。
・構内指示の場所にたい積する。
・構内指示の場所に敷きならす。
・岐阜県建設発生土管理基準により土壌検査を行う。

本工事の施工に関して提出する書類は、発注者が受注者に提示する「工事の請負に係る書類」様式に基づき作成する。
総合試運転を行う上で、関連工事を含めた各工事工期のおおむね10日前までに支障のない状況まで完了していること。

本工事において、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を岐阜県内に本店(建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する主たる営業所を含む。)を有する者の中から選定するよう努めること。

産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指示に従い、産業廃棄物の関連書類の提出及び確認並びに処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物の最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認すること。

下請け業者の選定に当たっては岐阜県入札参加資格停止の処置がなされていないこと。

妨害又は不当要求に対する通報義務
1) 受注者は、契約の履行に当たって暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止をすることがある。
2) 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

1) 本工事はワンデーレスポンス実施対象工事とする。
「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答を、原則「その日のうち」に回答する仕組みである。
2) 受注者は、工事施工において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は適宜監督員に報告するものとする。
3) 実施に当たっては、「ワンデーレスポンス実施要領」

現場の納まり、取り合い等の関係による協議の中で、形状寸法の軽微な変更は、監督員の指示による。なお、この場合請負金額の変更は行わない。

・安全施設の使用・設置
1 安全施設の使用・設置は関係法令等を順守するほか次のとおり講じなければならない。
(1) 原則、昇降用梯子で作業しないこと。ただし、やむを得ず作業する場合は、本作業用、補助用の2丁掛としなければならない。
(2) 安全帯は一連の作業において頼綱の架け替え等が生じる場合は、本作業用、補助用の2丁掛としなければならない。
・定期安全訓練・研修等

1

共通事項

29

工事着手前
協議

29

その他

2

仮設工事

①

足場その他

②

材料、撤去材
等の運搬

③

既存部分の
養生

4

固定された
備品、机、
ワカ等の移動

5

既存ブライド、
カーテン等
の養生

6

仮設間仕切り

7

監督職員
事務所

8

工事用水

9

工事電力

10

確認済の表示

11

イメージアップ

12

建設現場環境
改善対象工事

特記事項

2 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割って、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
さらに、工事内容や現場状況に応じて、過去の事故事例集(下記USL参照)の活用により、工事現場で予想される事故防止対策を必ず実施すること。
(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
(2) 当該工事内容等の周知徹底
(3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
(4) 当該工事における災害対策訓練
(5) その他、安全・訓練等として必要な事項
http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/gijutsukanri/11656/jikojireishuu.html
受注者は工事請負契約後直ちに設計図書を照査し、受注者及び発注者側が現場状況を確認の上、設計と現場との整合性及び問題点を整理した後に、工事着手前協議を発注者側の発議により開催するものとする。
なお、立会者は発注者側が指定する。
ディーゼルエンジン車両の適正燃料の使用について
(1) ディーゼルエンジンを動力とする車両には、JIS規格の軽油を使用すること。
(2) ディーゼルエンジンを動力とする車両の燃料検査があった場合には協力すること。

(2.2.1)(表2.2.1)
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
内部足場 ・設置する (※脚立、足場板等) ・設置しない
外部足場 ・設置する ・設置しない
防護シート ・設置する ・設置しない
(養生シート)

種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 (2.2.1)(表2.2.2)
C種：利用可能なエレベーター ()
D種：利用可能な階段 ()

○既存部分の養生方法 ※ビニルシート等 ・ (2.3.1)
・既存家具等の養生方法 ※ビニルシート等 ・
・工事用通路の養生方法 ※ビニルシート等 ・
○外部開口部の養生方法 ※ビニルシート等 ・
・アスベスト等の撤去にかかる養生は「9章 環境配慮改修工事」による

(2.3.1) ・行う(図示)

養生方法 ※取り外しのうえ保管 ・ (2.3.1)
保管場所 ※構内既存施設内 ・

(2.3.2) 仮設間仕切り 設置位置 ※図示
・A種 下地 ※軽量鉄骨 ・木
表面材 ※せっこうボード(厚さ(mm) ※9.5 ・)
・合板(厚さ(mm) ※9.0 ・)
塗装 ※行わない ・行う
充填材 ※グラスウール32K 厚50mm ・
・B種 下地 ※軽量鉄骨 ・木
表面材 ※せっこうボード(厚さ(mm) ※9.5 ・)
・合板(厚さ(mm) ※9.0 ・)
塗装 ※行わない ・行う
・C種 下地 ※単管
表面材 ※防炎シート
・仮設扉 材質 ※木製扉(合板張程度) ・鋼製扉(片面フラッシュ程度)
塗装 ※行わない ・行う

(2.4.1) ・設ける
・構内既存建物の一部を使用する。
・構内に新設する。
規模(m2程度) ・10 ・20 ※35 ・65 ・100
○設けない

構内既存の施設 ※利用できない
・利用できる (※有償 ・無償)

構内既存の施設 ※利用できない
・利用できる (※有償 ・無償)

建築基準法第89条に基づく「確認があった旨」の表示をする。
・適用する ・適用しない

工事概要及びイメージパースを印刷した看板を 箇所設置する。
なお、内容、設置位置については監督員と協議する。

本工事は、担い手確保のための建設現場環境改善対象工事です。
「岐阜県都市建築部公共建築課発注の建設現場環境改善対象工事実施要領」に基づき、「快適トイレ」を設置すること。

3

防水改修
工事

①

シーリング

特記事項

シーリング改修工法の種類
・シーリング充填工法 ○シーリング再充填工法 (3.7.2~8)
・拡幅シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り ・行う
エッジング材張り ・行う
シーリング材の種類、施工箇所 (3.7.2)(表3.1.2)(表3.7.1)
下記以外は(3.7.1)による

施工箇所	シーリング材の種類(記号)
建具周囲・建具水切	○変成シリコーン系(MS-2)
打継目地、化粧目地	○変成シリコーン系(MS-2)

シーリング材の目地寸法 ※改修標準仕様書3.7.3(a)(1)~(3)による (3.7.8)
・簡易接着性試験 ・引張接着性試験

4

塗装改修
工事

①

材料

②

下地調整

③

錆止め塗料
塗り

④

塗装

特記事項

屋内に使用する塗料のホルムアルデヒド放放量 (7.1.3)
※規制対象外 ・第三種
防火材料 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・次の箇所を除き防火材料とする(箇所：)
既存塗膜の除去範囲(塗替えでRB種の場合) (7.2.1)(表7.2.1~7)
※塗替え面積の30% ・図示 (7.2.2~7)(表7.2.1~7)
下地調整

下地面の種類	下地調整の種別		ひび割れ部の補修
	塗替え	新規	
木部	※RB種 ・	・RA種 ・RB種	
鉄鋼面	※RB種 ・	・RA種	
亜鉛めっき鋼面	※RB種 ・	・RA種	
亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	※RB種 ・	・RC種	
モルタル面、フラスコ面	※RB種 ・	・RA種 ・RB種	・行う
コンクリート面(DP以外)・ALC [®] 枠面	※RB種 ・	・RA種	・行う
コンクリート面(DP)・押出成形枠面	・	・RA種	・行う
石こうボード面、その他ボード面	※RB種 ・	・RA種 ・RB種	

※既存塗膜の状態を確認し監督員と協議すること

錆止め塗料塗りの種別 (7.3.2~3)(表7.3.1~4)

鉄鋼面	塗 装 面	塗 料		工 程
		塗替え	新規	
鉄鋼面	屋内(EP-G以外)	塗替え	※A種	※C種
		新規：見え掛り部分	※A種	※A種
	屋外	新規：見え隠れ部分	※A種	※B種
		塗替え	※B種	※C種
亜鉛めっき鋼面	屋内(EP-G)	塗替え	※B種	※A種
		新規：見え掛り部分	※B種	※A種
	屋外	新規：見え隠れ部分	※A種 ・	※C種
		塗替え	※A種 ・	※A種
亜鉛めっき鋼面	屋内(EP-G以外)	新規	※A種 ・	※A種
	屋内(EP-G)	塗替え	※C種	※C種
		新規	※C種	※A種

(7.4.2~7.15.2)(表7.4.1~7.15.1)

塗装の種類	塗装面	工 程	
		塗替え	新規
○合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) 種類 ※1種 ・	木部(外部)	※B種 ・	※A種 ・
	木部(内部)	※B種 ・	※B種 ・
	鉄鋼面	※B種 ・	・A種 ・B種
	亜鉛めっき鋼面	※B種 ・	※B種 ・
	鋼製建具	※A種 ・	※B種
・クリアラッカー塗り(CL)	木部	・A種 ※B種	・A種 ※B種
・フタル酸樹脂エナメル塗り(FE)	屋内木部	(表7.6.1) (表7.6.2)	
	鉄鋼面	(表7.6.2)	
	亜鉛めっき鋼面	(表7.6.2)	
・アクリル樹脂系水分散系塗料塗り(NAD)	屋内のコンクリート面、モルタル面	※B種 ・	・B種
○耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面 上塗り ・1級 ・2級 ○3級	・A種 ○B種 ・C種	※A種
	亜鉛めっき鋼面 上塗り ・1級 ・2級 ○3級	・A種 ○B種 ・C種	※A種
	コンクリート面	・A-1種 ・B-1種 ・C-1種	・A-2種 ・B-2種 ・C-2種
	押出成形セメント板面	・A-1種 ・B-1種 ・C-1種	・A-2種 ・B-2種 ・C-2種
	軒天ケイカル面	・A種 ○B種 ・C種	
○つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)	屋内木部	※B種 ・	※A種 ・
	屋内鉄鋼面	※B種 ・	・A種 ・B種
	屋内亜鉛めっき鋼面	※B種 ・	・A種 ・B種
	コンクリート面	※B種 ・	・A種 ・B種
・合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP)		※B種 ・	・A種 ・B種
・合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り(EP-T)	屋内コンクリート面、モルタル面、フラスコ面、せっこうボード面、木部等	・A種 ※B種 ・C種	・A種 ・B種
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)	木部	・A種 ※B種	・A種 ※B種
・ラッカーエナメル塗り(LE)		・A種 ※B種	・A種 ※B種
・オイルステイン塗り(OS)	木部		
○木材保護塗料塗り(WP)	木部	○A種 ※B種	・A種 ※B種
・防びん塗料塗り(防びん系ノスリッパ仕様)	コンクリート・モルタル面		

つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り(コンクリート面、モルタル面、フラスコ面、せっこうボード面、その他ボード面)の塗替えの場合のしきり止め
※改修標準仕様書7.9.1の工程1の下塗りとしきり止めシーラーとする ・
合成樹脂エマルジョンペイント塗りの塗替えの場合のしきり止め
※改修標準仕様書7.10.1の工程1の下塗りとしきり止めシーラーとする ・
・高日射反射塗料塗り⑤
下地調整(改修標準仕様書表7.2.2) ・RA種 ・RB種 ・RC種

工程	塗料その他			塗付量(kg/m ²)
	規格番号	規格名称	等級	
塗料塗り	JISK5675	耐候性 屋根用塗料	・1級	塗料製造所の仕様による
				・2級 ・3級

特記仕様書2

— design history

drow CT

check

date 220208

柿ヶ下公務員宿舍A、B、C棟

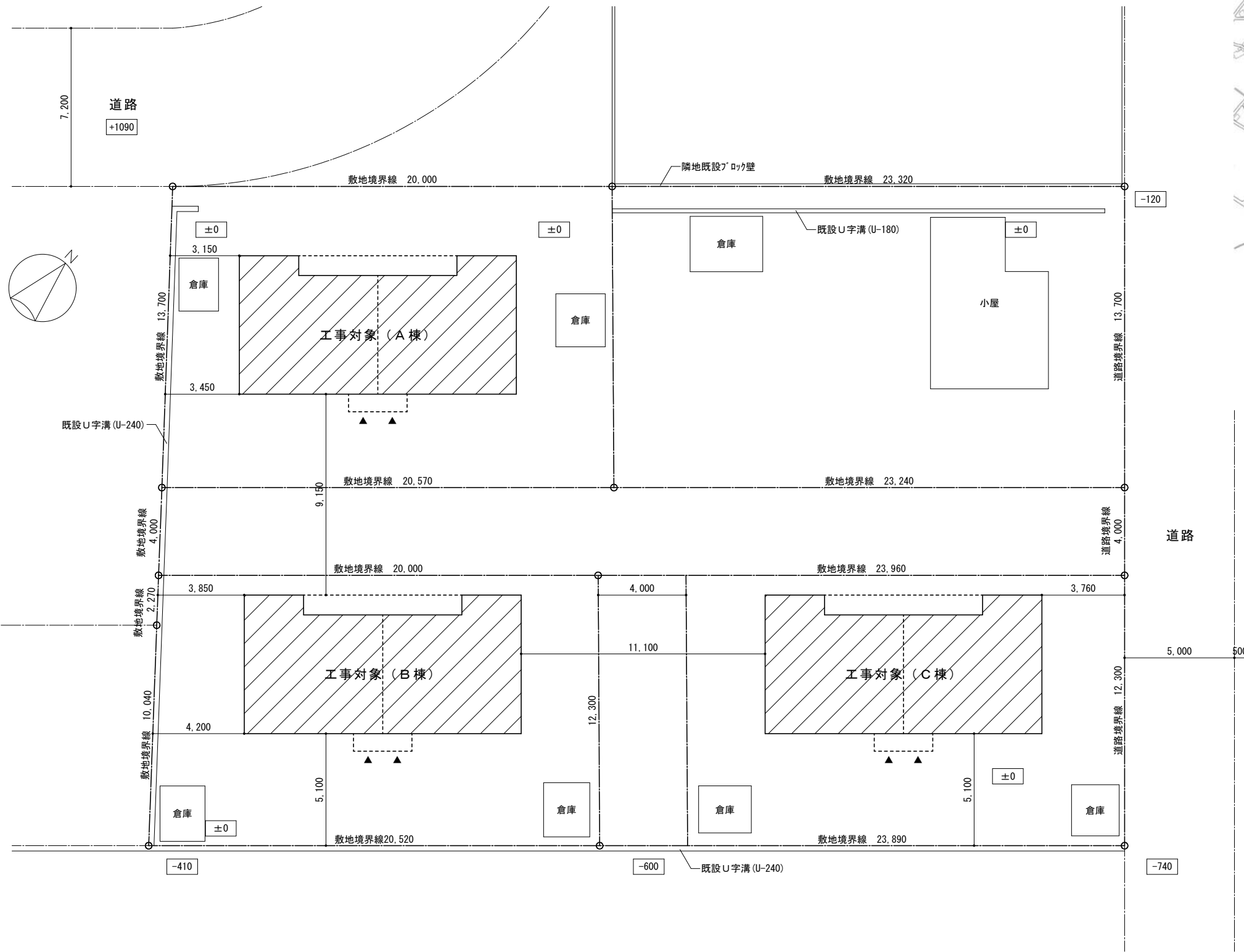
屋根及び外壁塗装等改修工事

一級建築士事務所

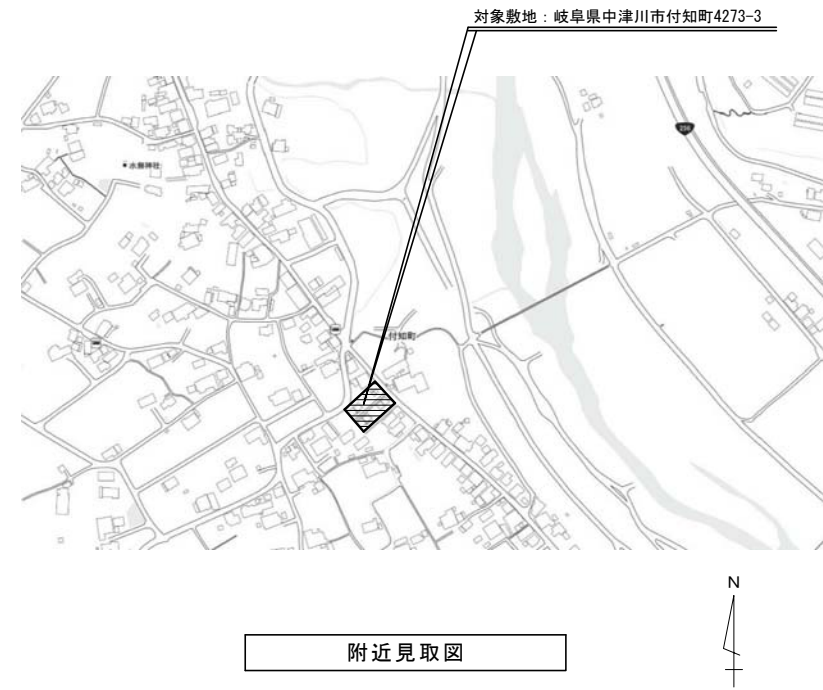
株式会社 歩設計

一級建築士199805号 吉田昭夫

A-02



配置図 1/150

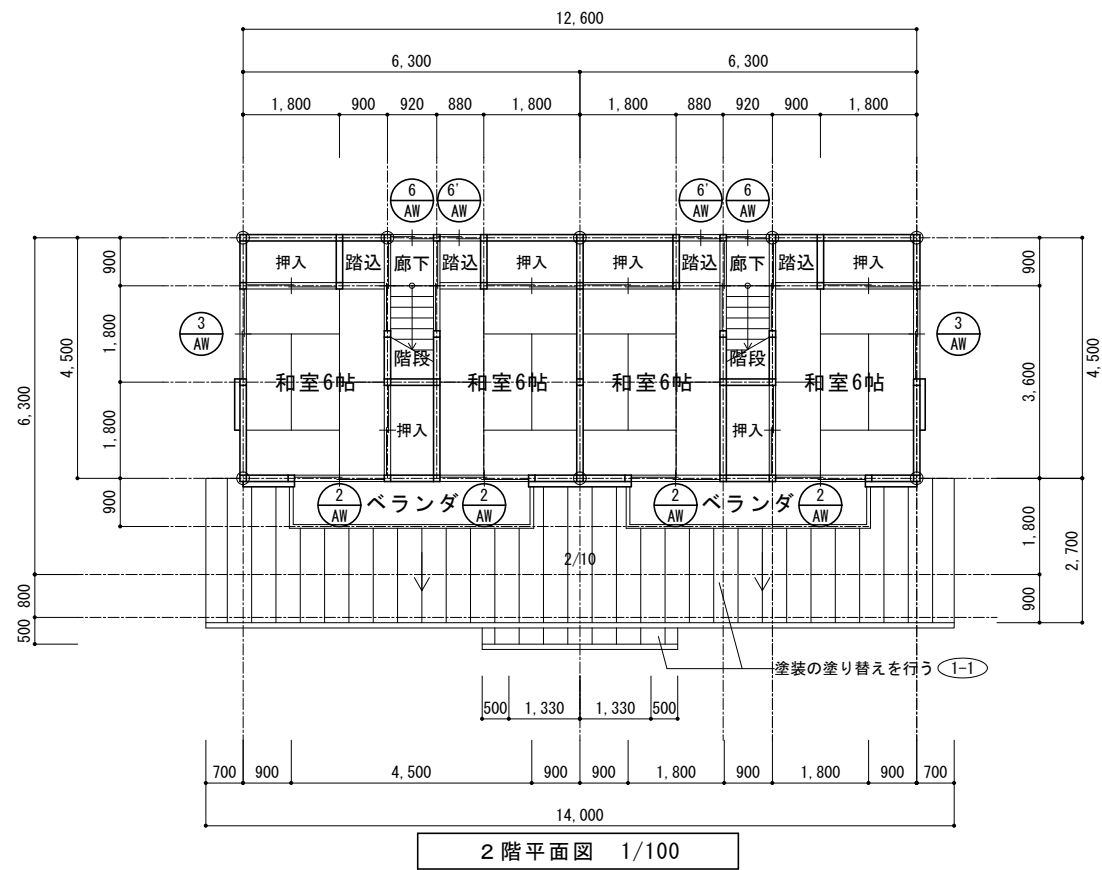
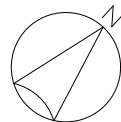


柿ヶ下公務員宿舎A、B、C棟
屋根及び外壁塗装等改修工事

配置図	1/150
附近見取図	

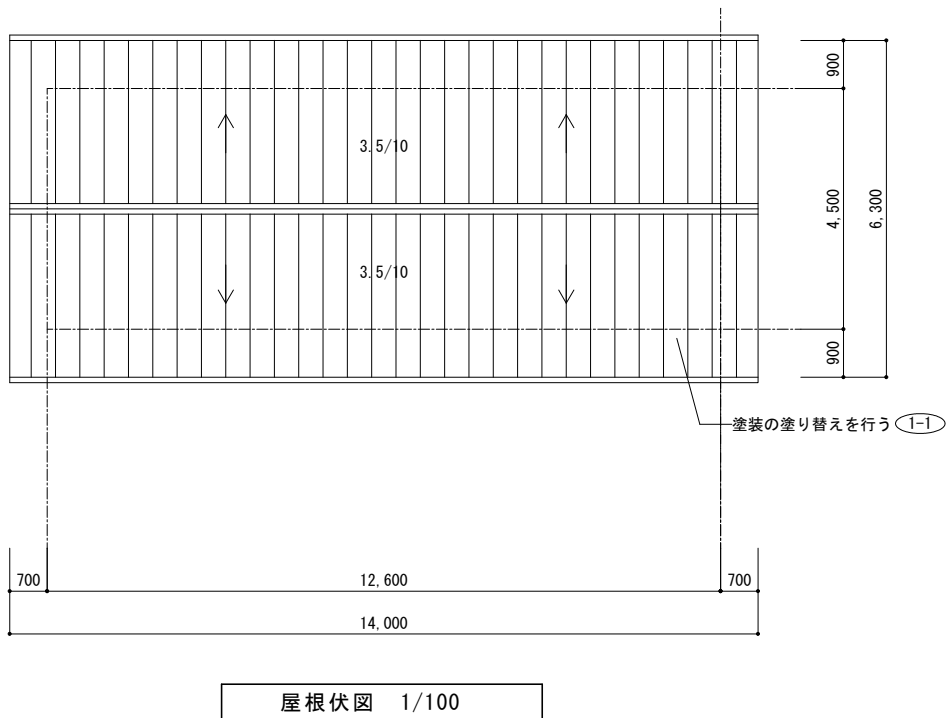
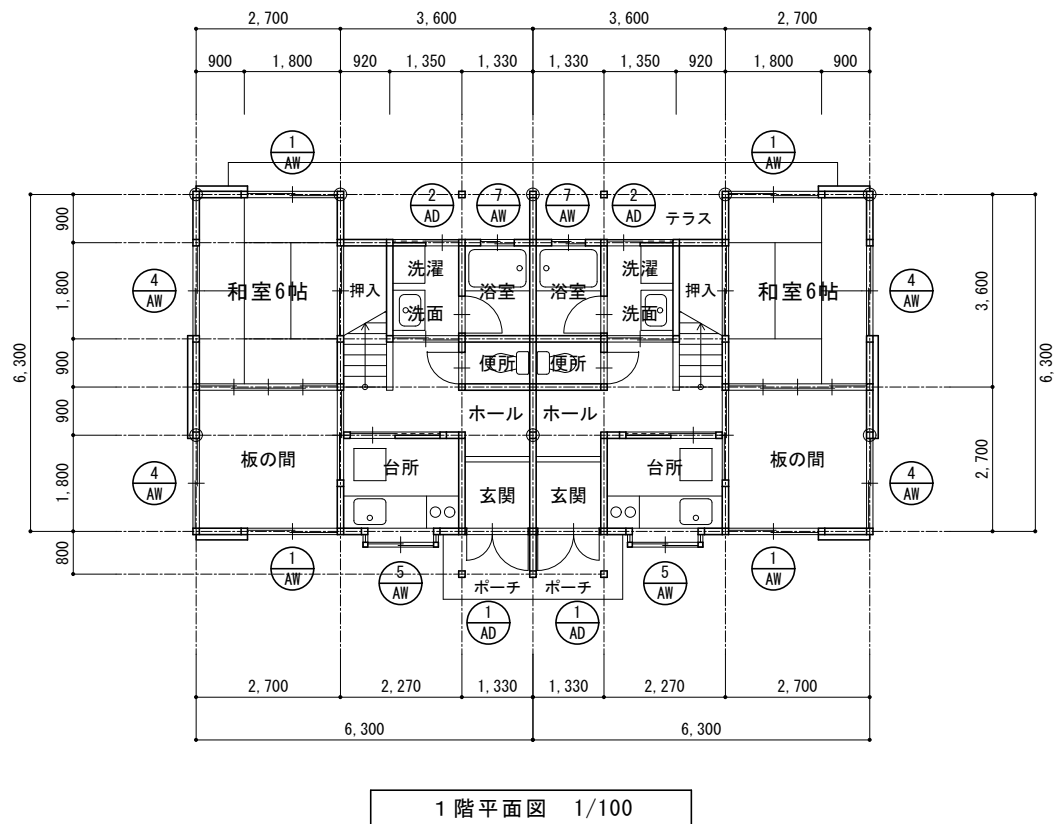
design	history
drow	KM CT
check	
date	211222 220208

一級建築士事務所 株式会社 歩設計 一級建築士199805号 吉田昭夫



外部建具寸法

符 号	W	H
A D－1	1,162	2,264
A D－2	1,201	1,788
A W－1	1,694	1,786
A W－2	1,694	1,722
A W－3	1,694	1,055
A W－4	1,694	1,207
A W－5	1,270	757
A W－6	786	903
A W－6'	736	903
A W－7	785	603



柿ヶ下公務員宿舎A、B、C棟
屋根及び外壁塗装等改修工事

1階平面図 1/100
2階平面図 1/100
屋根伏図 1/100

design history
draw KM CT
check
date 211222 220208

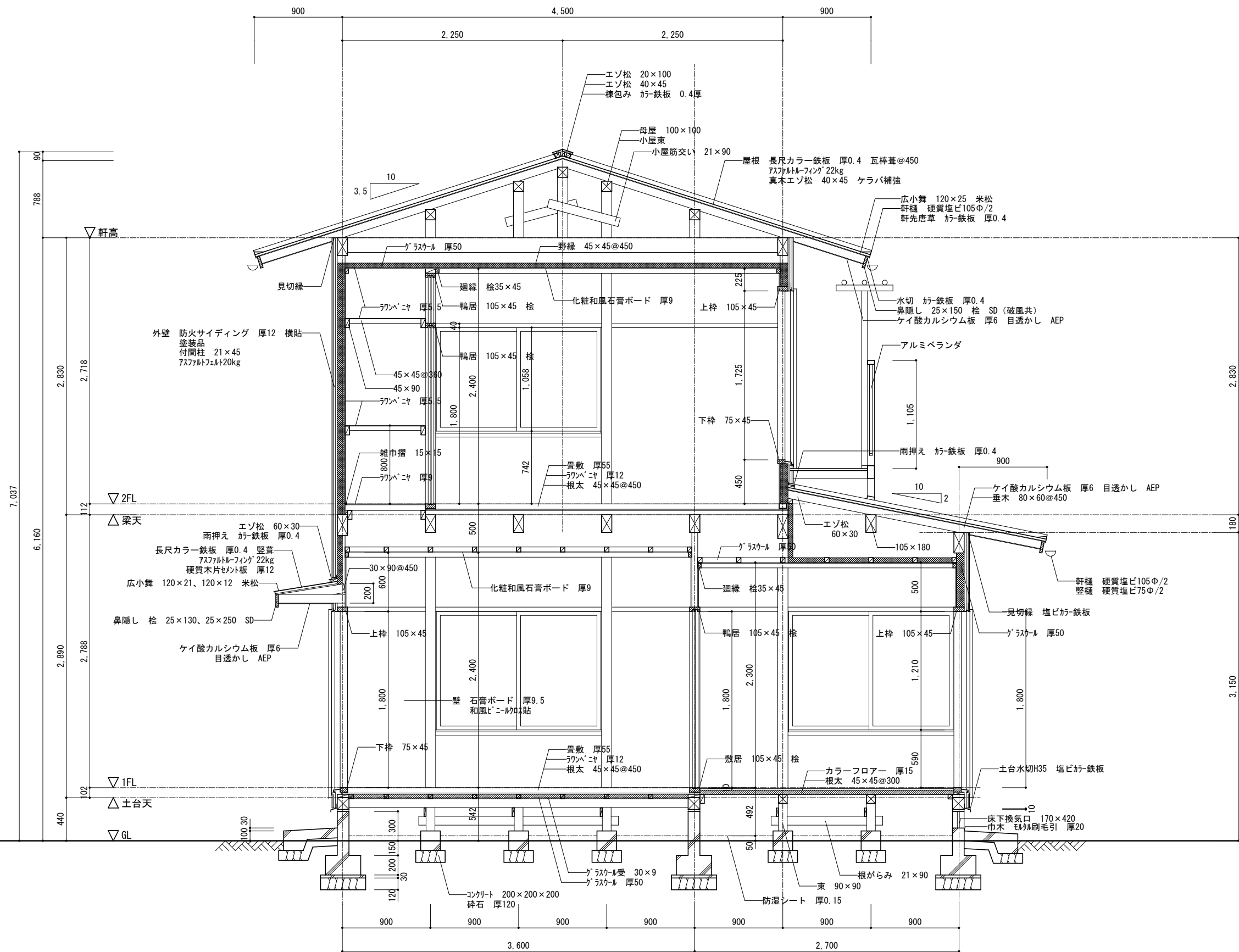
一級建築士事務所 株式会社 歩設計 一級建築士199805号 吉田昭夫

A-04

外 部 仕 上 表								
	現 況	改 修 項 目		現 況	改 修 項 目		現 況	改 修 項 目
A	屋根：長尺カラー鉄板t0.4 瓦棒葺 真木有	塗装の塗り替えを行う ①-1	E	破風板：WP塗装、母屋木部、外部柱木部	塗装の塗り替えを行う ①-4	J	テラス：土間コンクリート 金ゴテ押え	既存のまま
B	玄関屋根、庇：長尺カラー鉄板t0.4 平葺	塗装の塗り替えを行う ①-1	F	玄関周辺木部（母屋・柱）	塗装の塗り替えを行う ①-5	K	縦樋：硬質塩ビ製 75φ	塗装の塗り替えを行う ①-3
C	外壁：防火サイディングt12 塗装品	塗装の塗り替えを行う ①-2 ②-1	G	ポーチ：モルタル金ゴテ仕上 t30	既存のまま	L	軒樋：硬質塩ビ製 105φ/2	塗装の塗り替えを行う ①-3
D	アルミ雨戸、戸袋内：防火サイディングt12 塗装品	塗装の塗り替えを行う ①-2	H	巾木：モルタル刷毛引き	既存のまま	M	アルミペランダ：間口2.5間タイプ	既存のまま
	アルミ雨戸、鏡板	塗装の塗り替えを行う ①-1	I	換気口	既存のまま	㊶	ベントキャップ 150φ程度	既存のまま
南立面図 1/100 東立面図 1/100 北立面図 1/100 西立面図 1/100 外壁・屋根改修 詳細 ①-1 全面塗り替えを行う DP塗装 工塗3級 下地調整RB種 錆止め塗装共 ①-2 全面塗り替えを行う DP塗装 工塗3級 下地調整RB種 高圧水洗工法共 ①-3 全面塗り替えを行う DP塗装 工塗3級 下地処理共 ①-4 木部全面塗り替えを行う SOP塗装 下地処理共 ①-5 木部全面塗り替えを行う WP塗装 下地処理共 ①-6 軒天井ケイカル面全面塗り替えを行う EP-G塗装 下地処理共 ②-1 外壁サイディング 浮き部釘増し打ちを行う (参考数量 サイディング面積の20%) ※外壁サイディング目地及びサイディング取合い目地は全てシーリング打ち替えを行う ※外壁に取付いている設備機器は、取り外しを行わず、養生を行い、機器際まで塗装を行う ※外部サッシ四周全てシーリングを打ち替えを行う 略 名 DP : 耐候性塗料塗り SOP : 合成樹脂調合ペイント塗り EP-G : つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り WP : 木材保護塗料塗り								

柿ヶ下公務員宿舎A、B、C棟 屋根及び外壁塗装等改修工事	立面図	1/100	design history	2002
			drow KM	
			check	
			date 211222	

一級建築士事務所 株式会社 歩設計 一級建築士199805号 吉田昭夫	A-05
-------------------------------------	------



現況矩計図 1/30

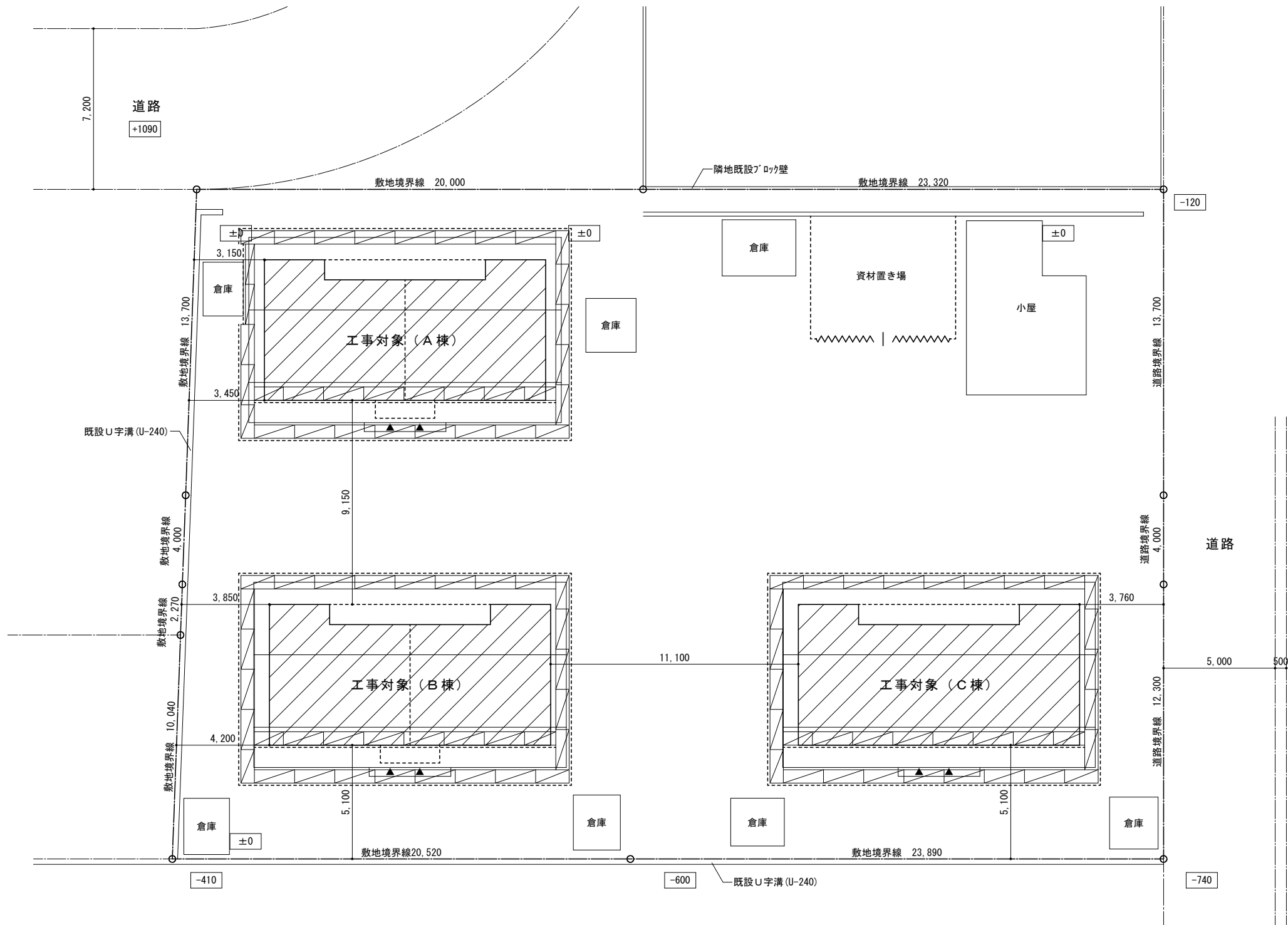
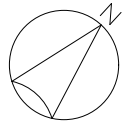
柿ヶ下公務員宿舎A、B、C棟
屋根及び外壁塗装等改修工事

現況矩計図 1/30

design	history
draw	KM
check	
date	211222

一級建築士事務所 株式会社 歩設計 一級建築士199805号 吉田昭夫

A-07



仮設計画図 1/150

- 凡例
- くさび緊結式足場 メッシュシート貼り (W=900、A棟西側一部 W=400)
 - 仮門 キャスターゲート W=6,000×H=1,350程度
 - 鋼板フェンス H=1800 (フェンスバリケード、鋼管控え付、下部に巾木を設けること)
 - 住人用出入口
- ※住人用出入口は、工事中でも使用できるよう養生すること。
※本仮設計画図に記載された仮設備等は、発注者側の積算の考え方を示したものであり、施工条件として指定するものではない。よって受注者の責任の下に十分検討の上、施工するものとする。
なお、受注者の立案した仮設備の計画が、提示した内容と大幅に異なる場合は監督職員と協議すること。

柿ヶ下公務員宿舎A、B、C棟 屋根及び外壁塗装等改修工事	仮設計画図	1/150	design	history	一級建築士事務所 株式会社 歩設計 一級建築士199805号 吉田昭夫	A-08
			drow	CT		
			check			
			date	220208		